

一 受入・分別の方法

- イ 除去土壌等の飛散・流出防止
- ロ 悪臭・騒音・振動の防止措置
- ハ 周囲に囲い・除去土壌等の受入・分別の場所の表示
- ニ 構造耐力上の安全性
- ホ 腐食の防止措置
- ヘ ガンマ線・スカイシャインガンマ線遮蔽等措置
- ト 搬出先の構造に応じ、適切に分別できる施設の設置
- チ 破碎によって生ずる粉じん飛散の防止措置
- ニ 施設保有水漏出による公共の水域等汚染防止措置
- イ 汚水漏出・地下浸透しない施設構造
- ロ 地下水の水質検査（測定・記録）

(1) 受入・分別開始前

地下水検査項目、ダイオキシン類、事故由来放射性物質、電気伝導率及び塩化物イオン

(2) 受入・分別開始後

(イ) 地下水検査項目→1回／年以上

(ロ) ダイオキシン類→1回／年以上

(ハ) 事故由来放射性物質→1回／月以上

(3) 受入・分別開始後

電気伝導率又は塩化物イオン→1回／月以上

(4) (3)の規定により測定した電気伝導率又は塩化物イオンの濃度に異状が認められた場合には、地下水検査項目及びダイオキシン類

三 空間線量率（測定・記録）（施設の周囲）→1回／7日以上

四 火災発生防止措置、消火設備整備

五 施設内を定期的に点検、飛散、流出、漏出のおそれがある場合、速やかに受入中止・回復措置

六 ねずみ・蚊・はえ・その他の害虫の発生防止